

部落解放への道

解放へのきざし

解放令

江戸時代の後期になると封建制度とそれにともなう身分制度を批判する考えがでてきました。これらの身分制批判の考え方のなかで加賀藩の千秋藤原は、部落の呼びとが最下層の身分とされて「人間外の人間」として職業、住居、交際、婚姻、服装などにいたるまできびしい差別あつかいをされていることは、人間平等の観点からきわめて誤ったことであるのでこのような制度をなくせよ」という意見をのべました。他にも学者や目ざめた武士のなかにも同じような意見をのべる者が出てきました。

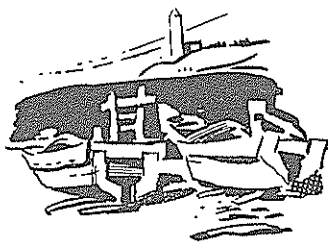
幕末になって薩摩、長州、土佐その他各藩の下級武士を中心にしておこされた尊皇倒幕の運動は、ついに徳川幕府を倒し天皇親政の政治に回復し、いわゆる明治維新として大きな成果をあげました。しかし、明治維新は下級武士が中心になったといっても支配階級である武士（一部の大名も大きな役割を果たした）によってなされ

はできません。明治三年には京都の連台野村の年寄から身分引上の要望が政府に出され、また京都府庁からも人民教化、産業開発、外国交際の上からみて賤民身分を廃止すべきことを政府に迫りました。

この他、明治三年から四年にかけて二度にわたって高知県宿毛出身の大江車がときの民部大輔（今日の厚生大臣）大木喬任に賤民身分の廃止を強く訴えました。大江の意見は、たんに賤民身分を廃止するだけでなく政府が部落に勸業資金を出して牧畜、開墾、製酪、製菓等の技術をおしえ、その強壯な若者や消防夫や警察官に採用し、貧しい者には北海道などで土地を払い下げるなど部落の人びとの職業を保障し、生活を向上させ、経済的な裏付けをはかれという大要すくれた意見でした。

この建議がきっかけになって明治四年八月二十八日、大政官（だじょうかん）当時の行政の最高機関）布告六一号により「えた、非人の称を廃され候条（たので）自今（これより）身分職業とも平民同様たるべきこと」という解放令が出され、制度上の身分差別から解放されることになり、部落の人びとの喜は大変なものでした。しかし、明治新政府は心から部落の人びとの人権を考慮差別することはいけないことだと考えて解放令を出したものでしょうか？決してそうではありませんでした。

当時の日本は欧米諸国にくらべてすべての面で遅れていました。政治的、経済的に安定した近代の統一国家をつくり、欧米諸国からの侵略を防ぐため富国強兵、殖産興業という方針をたてました。



幕末になって薩摩、長州、土佐その他各藩の下級武士を中心にしておこされた尊皇倒幕の運動は、ついに徳川幕府を倒し天皇親政の政治に回復し、いわゆる明治維新として大きな成果をあげました。しかし、明治維新は下級武士が中心になったといっても支配階級である武士（一部の大名も大きな役割を果たした）によってなされ



飲酒運転を追放しよう

酒酔い運転による死亡事故は、高知県の場合、全死亡事故の約十八割をしめています。重大事故につながる酒酔い運転は絶対にして

はいけません。自動車の運転は、かみそりを使う味屋さん、手術のメスを振る医師などと同じように人の生命、身体に危険を与えるおそれのある仕事です。これらの人たちは仕事に酒を飲む人は一人もいませんし、また許されるはずもありません。酒を飲んで運転する人は「この程度の酔いなら事故を起こさ

そのため政治上、または経済上当面きわめてささやかなる諸点を改める方針の一つとして解放令に踏みきったといつてよいでしょう。その直接の動機の一つは外国に対する対面からです。開港場である神戸などに部落のような非人道的な制度を残しておくことは外国に対して恥になるといふ考えからでした。（明治五年人身売買禁止令を出し娼妓、芸妓などの人身売買を禁じたのも同じ動機）

第二には財政上の必要からでした。先にも述べた里数改正をして交通路を整備し産業を盛んにする必要

からと、部落に残っている免租地に地租税（明治新政府にとって最大の国家財源）をかけるためと、近代産業をおこすため部落の人を平民にあげてその職業を自由に、その労働力を活用することも意図されていたとみられます。このようにすべてが政府のついでに行なわれたのです。

その証拠に解放令が出された翌年の明治五年につくられた戸籍（壬申じんしん戸籍）には、もとの身分が一目でわかるよう書きかたが部落の人たちにはつけられていたことからもわかることと思えます。

ない自信がある」と考えます。運転をはじめたときは、そんなに酔っていないなくても、運転中に車内の温度や車の振動のために酔いがまわることが多いものです。おそらく、毎年酒酔い運転で人身事故を起こしている二万数千人の運転者も同じ考えだったでしょう。「だいたいぶ」と思っても、「決してだいたいぶではない」とことを統計は明確に示しています。

酒を飲むと量の多少にかかわらず、アルコールの影響で知覚能力、判断力が減退し、運動神経が鈍くなります。しかし、逆に

心理的には大胆になってスピードの出しすぎなどの無謀運転をしがちです。これでは事故のおこるのも当然です。

「一ぱいだけ」と思って飲みはじめたのが「もう一ぱいだけ」になった経験がみなさんの中には必ずあると思います。車の運転をする人は「酒を飲んだら絶対に運転しない」という強い意志と習慣を身につけなければなりません。

県警では十一月から、飲酒運転者は現行犯逮捕し、留置することを決め、現在ビシビシ取締っています。このことは毎日の新聞紙上でわかりのことと思えます。

南国署管内でも毎日のように誰かが検挙されています。ドライバーは

▼酒を飲むのが予想される時は、不便でも車をおいてでかけろ。

▼車を運転するとき、酒の席には顔を出さない。

▼車を運転するとき、酒の席には顔を出さない。

▼一杯でも絶対にのまない。

▼もし、飲んだときは車を置いて帰る。

以上のことを必ず守りましょう。

南国警察署

水道の給水工事

責任技術者・技能者の資格試験

給水工事の責任技術者と技能者の資格試験を次のとおり行ないます。希望者は応募してください。

〔水道局〕

■受験の資格

《責任技術者》満20歳以上で次のどれかにあてはまる人。

- ▽水道技術に関する課程を有する旧制実業学校もしくは新制高等学校またはこれと同等以上の学校を終了しかつ2年以上水道工事に経験ある者。
- ▽水道事業を営む公共団体およびこれに準ずるものにおいて3年以上給水装置の工事に経験のある者。
- ▽公共団体以外において7年以上給水装置の工事に経験のある者。

《技能者》満18歳以上で次のどれかにあてはまる人。

- ▽給水装置工事に引き続き1年以上従事した経験のある者。または、これと同等以上の技術をもっていると認められる者。

■試験の方法（科目）

《責任技術者》学科試験（法規・設計製図・一般工事知識・水理学）

《技能者》学科試験および実技試験（給水装置工事の実施に必要な知識および基礎的現場作業技能）

■試験の日程と場所

学科試験—1月23日午前9時から県庁の正庁ホールで

実技試験—技能者のみ—1月24日午前9時から南園市役所の庁舎北側駐車場で

■応募の手続き

受付期間—1月8日から12日まで。申し込み先—大塚甲2,301 南園市水道局 電話3-2111

受験の手数料—受験願書の提出と同時に払込みのこと（願書は水道局にあります。）

責任技術者・2,000円 技術者2,000円 なお、技能者受験者は材料費の実費がかかります。

受験票—受験願書受付のとき受験票をわたしますので、それに本人の写真をはって試験日に持ってくること。

■その他

受験される人は、講習会がありますので、希望者は水道局に申し込んでください。講習の手数料は1人1,000円です。1月14日午前9時から、高知市の県保健衛生総合庁舎、5階会議室で。